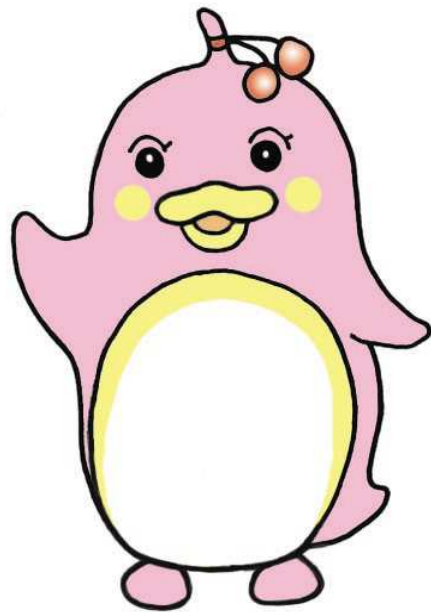
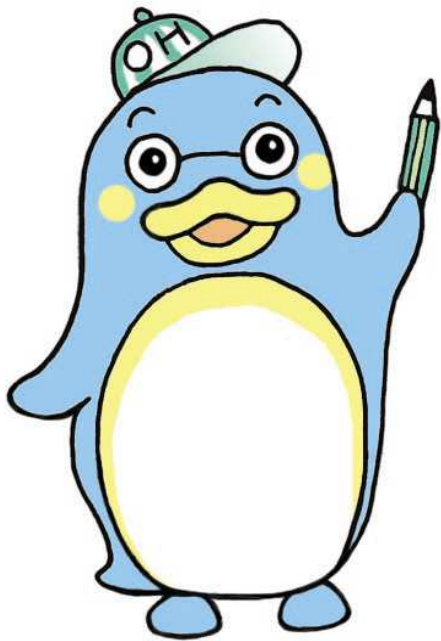


学園の未来と共に

～ 組合加入のご案内 ～



桜美林学園教職員組合



組合からのごあいさつ

教職員のみなさん。

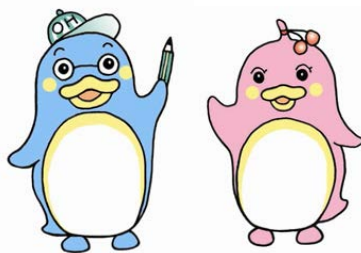
桜美林学園教職員組合は、いまからおよそ40年前の1973年に結成されました。当時、学園の教職員の給与水準は非常に低く、あまりに給料が低いので、就職部（現キャリア開発センター）にきた学生求人募集にその職員自身が応募して転職してしまった、という逸話があるくらいです。「これではとても暮らしていけない！」と危機感を持った人たちが集まって自主的に組合を結成し、理事会と粘り強く交渉して、大幅な賃上げを実現しました。私たちは、桜美林学園教職員組合の「原点」は、このときの活動にあると思っています。それはつまり、「自分たちの職場を、自分たちの力で、よりよいものに変えることができる」という確信です。

それから40年、組合創生期の先人たちの活動の成果として、いま私たちの給料は、他大学等と比較してもそれほど悪くない水準になっています。それでは、もう組合は存在理由を失ってしまったのでしょうか？ 組合なんてもう古い、歴史の遺物なののでしょうか？ 私たちは、そうは思いません。雇用をめぐる問題は常に存在しますし、少子化など学園をとりまく環境がこれから厳しくなっていくことを考えても、組合という「セーフティネット」の必要性が今後ますます大きくなることは明らかです。また、一般に外部チェックのしくみが弱く恣意的な運営に陥りやすい学園経営にあっては、学園が変な方向にいかないよう、ガバナンスや経営のあり方を監視する役割が、現代の組合には期待されています。

桜美林学園教職員組合は、現場で働く教職員の立場から、学園をよりよいものにするためにこれまで活動してきました。みなさんは、いま職場でどのような問題を抱えていますか。また、いまの学園のあり方や方向性について、どのように考えていますか。私たちと一緒に、自分たちの職場を、自分たちの力で、よりよいものに変えていきましょう。魅力と働きがいのある職場を、ともに作って行きましょう。「桜美林学園をよりよくしたい」と願うすべての教職員のみなさんが、私たち組合の活動に関心をお寄せいただき、組合に加入してくだされば、とてもうれしく思います。

桜美林学園教職員組合

ピリーです！
ぼくたちが組合
を紹介します！



チェリーです♪
よろしくね♪

組合のこれまでの成果

1973年6月に結成されて以来、本学園の教職員組合は大きな成果をあげてきました。現在の教職員の賃金や労働条件は過去の組合の闘いの成果なのであり、自動的に改善されてきたわけではありません。組合が勝ち取ってきた、その主だった成果を紹介します。

✿ 賃上げ・一時金の改善

1974年度	66.5%の賃上げ、一時金5.1ヶ月 +50,000円 組合結成最初の春闘で大幅賃上げ獲得
1975年度	29.5%の賃上げ、一時金5.9ヶ月 +117,000円 以降、77年度まで二桁の賃上げ、その後も2003年度まで賃上げを獲得し、東京私大教連の加盟組合の平均水準に至る。
1984年度	5.43%の賃上げ、一時金5.95ヶ月 +224,000円
1998年度	2.16%の賃上げ、一時金5.95ヶ月 +295,000円
2002年度	1.692%の賃上げ、一時金5.95ヶ月 +300,000円

以下、現在まで賃金と一時金の引き下げを許さず、賃金水準を維持しています。

こんなに給料が上がったんだ！！



✿ 労働条件の改善

- 退職金支給率の引き上げ（1973・1974年ほか）
- 前歴換算措置の是正（1999年）
前歴（職歴）に関わらず、入職年齢に応じた本棒が適用されるようになりました。
- 私学共済掛け金学園負担分の引き上げ
本来は企業と労働者の負担は 50 : 50 ですが、現在桜美林は **55 : 45**
- 大学短大教員の標準持ちコマ数5コマへの軽減（1973年）
- 中学教員への研究日の保障（1989年）
- 任期制教員の賃金・一時金の任期のない教員との同一待遇の実現（2010年）
それまで任期制教員は、年代別同一水準の賃金体系で同年代では昇給なし。
一時金も定額部分（300,000円）は支給されませんでした。
- 非常勤講師給の引き上げ、パート時給の引き上げ、パート職員への退職慰労金の支給

これは当時の組合の成果ね



✿ その他

- パート職員、嘱託職員の雇止めの撤回
- 専任教員に対するパワハラ的な処遇の撤回
- 一般職員の年収ベースでの大幅賃下げをもたらす新人事制度の撤回
- 昼休み時の職員休憩室の設置

組合加入のメリット

組合活動によって、雇用や労働条件を守り、向上させることができます。また、不当な解雇や配置転換、ハラスメントなど、職場における雇用者側からの不当な行為に対して、組合は雇用者側と直接交渉（団体交渉→いわゆる「団交」）を行います。雇用者側は労働組合の正当な団体交渉には必ず応じなければならない義務（労働組合法第7条）を負っており、組合活動は日本国憲法（第28条）で「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と認められています。組合の活動は法律で守られており、組合は組合員の権利を守るための組織なのです。

他にも様々なメリットがあります！！

いろいろな情報を知ることができます

組合には学内・学外の大学を取り巻くいろいろな情報が入ってきます。学園の抱える問題や財政情報、労働法に関する知識などなど、組合独自の情報にアクセスすることができます。

職場の問題や悩みを相談することができます

職場で何か困っていることはありませんか？
いつでも組合は相談を受付けています。

職種や組織を超えて交流することができます

忘年会やイベント、勉強会などの様々な組合活動を通じて、いつもはあまり接点のない人とも交流を持つことができます。

研修や勉強会などの活動に参加することができます。

組合の関わる私教連・私大教連では、研修や研究集会など、様々な活動が行われています。このような研修会に参加することで他大学や私学全体の状況を知ることができ、他校の教職員とのつながりも生まれます。

組合独自の福利厚生もあります

慶事・弔事、入院などの時は、組合から慶弔金を受け取れます。

弁護士による法律相談が無料で受けられます。

通常は相談料がかかる法律相談ですが、組合を通じて無料で受け取ることができます。

中央労働金庫のお得なプランを利用することができます。

労金は組合員に様々なプランを提供しています。住宅や教育など、低金利のローンや特別金利の定期預金などを利用することができます。

